

人と猫が穏やかに暮らすためのガイドライン

静岡市

(静岡市動物愛護センター)

平成 25 年 3 月作成
(令和 7 年 3 月改訂)

目次

I 人と猫が穏やかに暮らすためのガイドライン

(頁)

- 1 はじめに（猫の問題の背景と現状） 1
- 2 目的（静岡市の基本的な考え方） 1
- 3 地域における猫による環境問題 2
- 4 静岡市が行う猫に関する取組 2
- 5 市民の皆様に協力していただきたいこと（お願い） 6

II 用語の定義及び猫の特性

- 1 用語の定義 8
- 2 猫の特性 11

III 関連資料

- 資料1 静岡市猫不妊手術事業補助金交付要綱
- 資料2 猫が家の敷地に入って来ない方法等
- 資料3 災害対応マニュアル
- 資料4 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）
- 資料5 静岡県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）
- 資料6 動物愛護管理法第7条第4項の規定に基づく環境省令告示
家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

I 人と猫が穏やかに暮らすためのガイドライン

1 はじめに（猫の問題の背景と現状）

これまで長年にわたり、本市では、猫を原因とする様々な問題が発生し、市民の皆様から多くの苦情相談が静岡市動物愛護センターに寄せられています。平成24年度の犬や猫に関する苦情相談は、2,583件で、そのうち猫に関するものが1,424件でした。一方、令和5年度の犬や猫に関する苦情相談は2,022件で、そのうち猫に関するものが1,100件と、10年間で約80%に減少しました。減少傾向にあるとはいえ、まだまだ日常の相談は絶えない状況です。

猫がこのような苦情相談の対象となっている背景には、避妊・去勢手術（以下「不妊手術」という。）をしていない屋外へ出入り自由な猫や、飼育放棄された飼い猫とその子猫や子孫が、近隣を徘徊したり、飼い主のいない猫（以下「野良猫」という。）となって、糞や尿による悪臭、庭や畑荒らし、ゴミあさり等の様々な問題があります。

また、野良猫に餌を与えるだけで後片付けをしない人も多く、不衛生な状態でカラスやハトの餌となって周辺を汚すなど、住民間のトラブルの原因となっています。

このようなトラブルの原因となっている猫は、心無い人達の無責任な行動や考えにより増えてしまったもので、地域の環境問題のひとつとなっています。

2 目的（静岡市の基本的な考え方）

静岡市動物愛護センターでは、当ガイドラインを策定した平成24年度に、10年後（令和5年度）の目標を「猫によるさまざまな問題や殺処分となる猫を減らし、そしてそれが無くなる日を目指す」と設定しました。策定当時、動物愛護センターでは、毎年約1,000頭を超える猫を引き取っており、その多くが殺処分となっていました。引き取った猫の約90%は、野良猫から生まれた子猫であったため、ボランティアの皆様と協働で、地域における野良猫の不妊手術活動の推進、引き取った子猫の譲渡事業に力を注ぎました。

その結果、平成24年度に1,066頭（犬は26頭）だった殺処分頭数は、令和5年度には15頭（犬は0頭）と大幅に減少しました。同様に年間約3,000頭にも上っていた猫の道路上での死亡数も、約900頭と3分の1以下に減少しています。

一方、静岡県は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護法」という。）の規定に基づき、動物愛護管理推進計画を平成20年度に策定し、その中で令和3年度から令和12年度の計画期間の数値目標を「犬猫の殺処分ゼロ」と掲げました。静岡市においても、この推進計画に基づき殺処分頭数の減少を目指して施策を継続、実施してまいります。

静岡市は、今後も猫による問題や殺処分となる猫が無くなる日を目指し、市民も猫も穏やかに暮らせる町にするため、動物愛護教室や広報、個別指導等によって、屋内飼

育や繁殖制限など適正な飼育を推奨し、終生飼育、捨て猫の禁止を強く訴えていきます。また、動物愛護センターで引き取った猫の譲渡や、野良猫を増やさないための対策等を推進していきます。

このガイドラインが、これから猫を飼いたい人、猫を飼っている人、野良猫に愛情を注ぎ守ろうとしている人、猫の被害に困っている人、地域の問題として取り組もうとしている人など市民の皆様のお役に立てれば幸いです。

3 地域における猫による環境問題

猫は非常に繁殖力の旺盛な動物で、1頭のメス猫から1年間で20頭、2年後には80頭以上にも増えてしまうことがあります。

市内の各所で外猫（外飼いしている飼い猫）や野良猫が多数生息し、次のような問題を引き起こしています。

- (1) 大切にしている庭や畑が、猫のトイレや遊び場になり、荒らされた。
- (2) 公園の砂場を猫の糞や尿で汚された。
- (3) 車やバイクの上に乗って、足跡を付けられたり、爪で傷をつけられた。
- (4) 発情期の鳴き声が気になり、眠れない。
- (5) 近隣に餌を与える人がいて、いつの間にか猫が集まり増えてしまった。
- (6) ゴミの集積所を荒らされた。

4 静岡市が行う猫に関する取組

静岡市は、猫による様々な問題や殺処分となる猫を減らし、そしてそれが無くなる日を目指して、動物愛護法、環境省の家庭動物等の飼養及び保管に関する基準並びに静岡県動物愛護管理推進計画に基づき、次に掲げる取り組みを市民の皆様と協働し推進していきます。

4 - 1 飼い猫の適正飼育の普及啓発

(1) 猫を飼う前の心構え

飼い主は、猫の特性を理解し、設備、環境を整え、猫の生涯（寿命10年から20年）に責任を持ち、安易に飼い始める事なく、終生飼育続けられるかをよく考え、大切に飼う心構えを持つことが必要です。

(2) 屋内飼育の推進

動物愛護法第7条（動物の所有者又は占有者の責務）では、「動物の所有者又は占有者は、(中略)その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生

命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。(後略)」と規定しています。

猫の飼い主は、社会的な責任を十分に自覚し、近隣住民に対して加害者にならないように努めなければなりません。

動物愛護法に基づき、猫の飼い主が屋内飼育に努めるよう次のような具体的な対策を行います。

- ① 飼い主に、「猫の飼育方法」と「屋内飼育の必要性とメリット」について広報紙やパンフレットで知らせます。
- ② 飼い猫に屋外で餌を与えることは、野良猫を寄せつけ、近隣住民に迷惑となることをパンフレット等で知らせます。
- ③ 迷子になった時に飼い主の元に戻るように、マイクロチップなど身元証明になる物の装着を勧めます。

(3) 不妊手術の推進

動物愛護法第 37 条（犬及び猫の繁殖制限）第 1 項では、「犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。」としています。

猫が繁殖して数が増え適正な飼育ができなくなることをないように、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする不妊手術を行うように広報やパンフレット等で知らせ、指導します。

(4) 終生飼養の啓発

猫を飼うのであれば、最後まで責任を持って飼育するよう指導します。

もし猫を飼うことができない状態になってしまった時は、新たな飼い主となってくれる人を探す方法等についてアドバイスや支援をします。

(5) 飼育環境に応じた適正な飼育数

多頭飼育により、不適正な飼育管理状態に陥り、頻繁に発生する鳴き声や糞尿、汚物の臭気等によって近隣の方に迷惑をかけたり、飼育崩壊を招く例が多くみられます。

飼い主に対し、その飼育や保管する猫の数について、適切な飼育環境の確保、終生飼育の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう、適切な管理ができる範囲内にとどめるよう指導を行います。

そのためにも、不妊手術を受けることを勧めます。

近隣住民の日常生活に著しい支障を及ぼすなど生活環境が損なわれる事態が生じていると認められる時は、その事態を改善するための指導を行い、指導に従わない場合は、注意勧告や勧告に係る必要な措置をとることも検討します。

(6) 猫の遺棄の防止

猫の飼育を放棄し捨てること（遺棄）は犯罪です。

動物愛護法第 44 条では、「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金、虐待又は遺棄した者は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。」（要約）となっています。

- ① 猫の遺棄は犯罪であることを市民に広報等で知らせます。
- ② 猫の遺棄があった場合は、警察へ通報するなど法に則った対応をします。
- ③ 猫を捨てさせないために、動物を遺棄する者に対しては、警察と連携して告発等、厳正に対処します。

4 - 2 野良猫を増やさないための取組（地域のトラブルをなくすために）

(1) 不適正な餌やりの改善・指導

不妊手術を行わず、みだりに野良猫に餌を与えたり、置きエサをしていることに対して改善指導を進めていきます。

餌を与えている人には、不妊手術を行うことの必要性や糞尿の始末などを行うことについて、改善・指導を行います。

(2) 不妊手術（避妊・去勢手術）の推進

野良猫を増やさないためには、野良猫に対して不妊手術を進めるとともに、飼い猫に対しても不妊手術を行うことが必要です。

不妊手術を行い、数を今以上に増やさず、命を全うさせることで、将来的に野良猫になってしまう猫を減らしていくことが重要です。

静岡市は、市内に生息する野良猫の不妊手術助成事業を行う静岡市獣医師会に対して補助金を交付していますので、静岡市獣医師会に所属する動物病院で行う場合には、手術に係る費用の助成制度を利用することができます。

この助成制度の詳細については、静岡市獣医師会事務局、静岡市獣医師会に所属する動物病院又は静岡市動物愛護センターにお問合せください。

別紙資料 1 「静岡市猫不妊手術事業補助金交付要綱」参照

(3) 野良猫の不妊手術活動（TNR活動※）の推進

市内では、多くの市民の皆様によって、野良猫が増えないように手術費用を自費負担（上記の助成制度があります。）して不妊手術が行われています。このような取り組みを更に進めていただくために、静岡市は啓発と支援を行っていきます。

※TNRとは、①猫を捕獲する（**T**rap）、②猫に不妊手術を施す（**N**euter）、③猫が生活していた元の地域へ戻す（**R**eturn）という頭文字をとったものです。TNR活動とは、ボランティアや動物福祉団体等が野良猫に対して不妊手術を行う継続的な活動を言います。

(4) 地域猫活動の推進

野良猫であっても動物愛護法に規定された保護すべき愛護動物であり、捕獲や殺処分が制限されています。しかし、猫によるトラブルは後を絶ちません。

そこで、猫の問題は地域の生活環境の問題として捉え、静岡市は、自治会（町内会）等がボランティアや動物福祉団体等と連携し、地域住民の理解と協力を得て、野良猫の不妊手術を行う場合や、地域でルールと役割を決めて世話をする「地域猫活動」に対して支援を行います。

4 - 3 その他の取り組み

(1) 猫に関する取り組みの普及啓発や周知

猫による様々な問題や殺処分となる猫を減らすために、市民に対して、適正な餌やり、不妊手術助成制度等について、「広報紙」や「静岡市のホームページ」等を活用して広報活動を行います。猫に対する愛護の精神と適正な飼育の普及啓発を行うとともに、猫の問題を解決するために、ボランティアと連携して対応します。

自治会（町内会）等には、啓発用パンフレット等の配布をします。また、学校や自治会等に出向き、動物愛護や殺処分となる猫を減らすための「市政出前講座」を開催し、教育や広報活動を活発に行います。

(2) 譲渡活動（新たな飼い主探し）

動物愛護センターで、やむを得ない理由で引取り収容した猫が、できるだけ多くの飼い主に迎えられるよう、譲渡事業を充実していきます。

(3) 猫に関する相談窓口

動物愛護センターでは、次のような相談等を受け、対応しています。

- ① 猫の適正な飼育方法
- ② 猫の譲渡、新たな飼い主探しの方法などのアドバイス

- ③ 野良猫の不妊手術の助成制度
- ④ 野良猫のTNR活動
- ⑤ 地域猫活動
- ⑥ 敷地内に猫が入って来ない方法のアドバイス
別紙資料2「ねこが家の敷地に入って来ない方法等」参照

(4) 猫の引取りの制限

動物愛護センターでは、市民から猫の引取りを求められた場合、動物の命の尊厳を守るとともに、人と動物の共生に配慮しつつ適正に取り扱うという、動物愛護法の基本理念に則り、愛護動物である猫は、そのまま放置しておくことのできない幼弱な子猫など、やむを得ない理由のあるもの以外は原則として引き取らないこととし、新しい飼い主を探す努力をするよう勧めています。

(5) 災害発生時の対応

災害時の被災猫の救護対策、避難先の対応及び飼い主を失った猫の収容について、対応を検討していきます。また、災害発生時の管理できない状況下での繁殖を防ぐためにも不妊手術が必要であることを啓発します。

別紙資料3「災害対応マニュアル」により災害発生時の備えについて啓発します。

(6) 動物取扱業者への指導・啓発

動物取扱業者が動物を販売する際に、動物の購入者に対して適正飼養の説明を行い、適正な繁殖や管理をするように立入調査により、指導・啓発します。

5 市民の皆様へ協力していただきたいこと（お願い）

人と猫が穏やかに暮らす静岡市を実現するためには、行政・市民・地域・動物関係団体等が、それぞれの役割のもと、協働で取り組むことが重要です。

(1) 市民の役割

市民は、猫が愛護動物であることを理解するとともに、猫が問題となっている地域では、地域住民全体の問題として話し合いに積極的に参加し、このガイドラインを参考にして、野良猫のTNR活動や地域猫活動に理解を深め、協力し合ひましょう。

(2) 自治会（町内会）等の役割

地域で猫に関する問題が起きた場合には、地域の問題として取り組み、解決に向けた話し合いや活動をお願いします。地域で猫問題を解決し、猫によるトラブルを

無くすことで、住みやすい地域とするために、自治会（町内会）等が 飼い猫の屋内飼育の推進や、野良猫への置き餌などをやめるように住民に呼びかけるとともに、TNR活動及び地域猫活動を行政と共に進める必要があります。

（３）動物病院の役割

猫の飼い主への飼い方指導や野良猫の不妊手術の依頼があった場合は、積極的な協力をお願いします。

（４）動物福祉団体等の役割

野良猫に対する活動に取り組む市民に対し、猫のTNR活動の方法や餌やりの方法などの助言、支援とともに地域猫活動への協力をお願いします。

また、人と猫の出会いの場を提供し、野良猫の譲渡会の開催をお願いします。

（５）第一種動物取扱業者の役割

ペットショップやブリーダー等の第一種動物取扱業者は、動物愛護法の定めに従い、猫の販売時に、購入者に対し、適正飼育管理の説明を行ってください。

附 則

- 1 平成 25 年 3 月 14 日作成
- 2 令和 7 年 3 月 11 日改訂（全編）

Ⅱ 用語の定義及び猫の特性

1 用語の定義

このガイドラインで使用する言葉は、次のとおり定義づけしています。

1-1 飼い主

飼い主とは、所有・占有の意思を持って、餌や水を与え、世話をしている者又はそれに準ずる者のことです。

1-2 猫の分類

このガイドラインは、猫を飼い主の有無で分類します。

(1) 飼い猫

飼い主がいる猫のことで、飼われている環境によって、次のように分類します。

①内猫（うちねこ）

屋内のみで飼われている猫のことです。糞尿などで近隣に迷惑をかけることがなく、また、交通事故や猫同士の喧嘩によって猫エイズ、猫白血病などの伝染病に感染する心配がないので、健康で安全に暮らすことができます。

適正な飼育環境・頭数を維持するためには、不妊手術を施すことが必要です。

②外猫（そとねこ）

屋外で生活する機会のある猫です。飼い主は、気づかぬうちに飼い猫がその糞尿などで近隣に迷惑をかけたり、交通事故や猫同士の喧嘩によって猫エイズ、猫白血病などの伝染病に感染したりする心配があることを理解し、健康で安全に暮らすための配慮が必要です。また、不妊手術を受けていない場合は、野良猫を生み出す原因となります。

(2) 野良猫（飼い主のいない猫）

特定の飼い主が存在せず、屋外で生活する猫のことです。その多くが、無責任な飼い主による「捨て猫」あるいは「不妊処置をされていない外猫」に端を発して生まれた猫です。屋外で生活しているために外猫と同じく交通事故や病気に感染すること等が多く、栄養状態も悪いため短命です。

その多くが不妊手術が施されていないため、新たな野良猫を広い地域で生み出す原因となっています。

また、不適切に餌を与えていることは、地域の理解を得られていないうえ、周辺環境への配慮が足りず、地域から嫌われてしまい、トラブルを引き起こします。

(3) 地域猫

地域猫は、野良猫が生活している地域の住民、自治会（町内会）等の理解と協力を得たうえで、地域が飼い主となり、責任を持って管理されている猫のことです。自治会（町内会）等や地域のボランティアが、世話をする猫を把握するとともに、不妊手術を施し、地域で飼育管理の役割分担を明確にしたうえで、餌の管理、糞尿の始末など、その地域にあった方法やルールを決めて、周辺環境に配慮した飼育管理が行われます。

1-3 野良猫対策に関する用語

(1) TNR活動

TNRとは、

- ① 猫を捕獲する (Trap)
- ② 猫に不妊手術を施す (Neuter)
- ③ 猫を生活していた元の地域へ戻す (Return)

という頭文字をとったものです。野良猫の数を今以上に増やさず、命を全うさせることを目的として、ボランティアや動物福祉団体等によって不妊手術を行う継続的な活動が行われています。将来的に野良猫を減らすための有効な手段です。

(2) 地域猫活動

野良猫問題を地域の環境問題として考え、不妊手術した猫を地域の住民の協力を得て、その地域で飼育管理することを地域猫活動といいます。

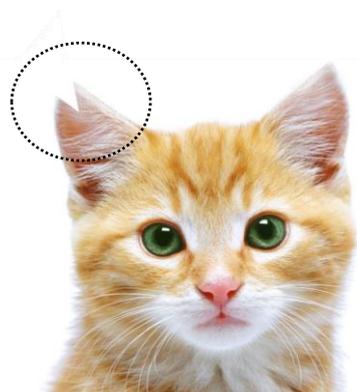
住民トラブルの解消に向けた活動として、地域住民の理解を得て、自治会（町内会）等が中心となって活動を進めていきます。

不妊手術した猫は繁殖せず一代限りで終わり、新たな捨て猫を無くせば、地域から野良猫を減らすことができ、猫によるトラブルを解消する現在では唯一の方法であるといえます。地域における問題を解決するためには、地域の皆様の理解と協力が必要です。

(3) 耳先V字カット

不妊手術を施された野良猫が離れた所からでも判別できる「しるし」として、手術の際に耳先をさくらの花びら状に1cmカットする方法で、不妊手術のために再び捕獲されないように、全国的に行われており、静岡市でも、助成制度によって野良猫に不妊手術する時にV字カットを実施しています。手術の麻酔中に行うため、特別な苦痛は伴いません。

不妊手術を施され、これ以上繁殖しない猫であることを知らせる「しるし」です。静岡市では、去勢手術済みのオス猫は右耳、避妊手術済みのメス猫は左耳をさくらの花びら状に耳先をV字カットします。



<オス猫>



<メス猫>

1-4 身元証明

飼い猫には、行方不明や災害発生時等の準備として、身元証明となるものを着けておく必要があります。

身元証明の方法として、首輪や名札に飼い主の連絡先等の情報を記載する方法の他、マイクロチップ※の埋め込みなどがあります。

所有者を明示することで、行方不明となった猫が、飼い主の元に戻って来る可能性が高くなります。

※マイクロチップ（以下、「MC」という。）は、個体識別装置で、飼い猫の個体識別を可能にする直径2mm長さ8～12mmの円筒形の電子標識器具です。通常、専用の埋込器で猫の皮下に埋め込んで使用します。それぞれのMCには番号が記録されており、読取機（リーダー）から発信される電波で番号を読み取り、飼い猫の個体識別ができます。猫は生後4週間頃から、MCの装着が可能です。

MCは、一度体内に埋め込むと脱落や消失の可能性がなく、データを書き換えられないことがないため、MCを装着していれば、迷子、災害、盗難、事故など、いざという時に、猫と飼い主にとって安心して確実な身元証明になります。MCの装着は、動物病院で行うことができます。

MC装着後は、環境大臣へ申請書を提出し、飼い主の正確な情報を登録しなければなりません（動物愛護法第39条の5）。また、飼い主の情報を変更した場合も、環境大臣へ変更申請を提出する必要があります（動物愛護法第39条の6）。

2 猫の特性

2-1 能力

(1) 視覚

猫の目は、見える範囲が広いとため、距離を正確に判断することができます。また、わずかな光でも増幅できる機能を持っているため、暗がりでも物を見る能力に長けています。ただし、視力は人の10分の1程度で、色の識別能力は高くありません。

(2) 聴覚

猫の耳は、左右を別々に動かすことができるので、音源の方向を正確に把握できます。

(3) 嗅覚

猫の鼻は、鋭い嗅覚を持っています。臭いを嗅ぐことで飼い主を判別したり、他の猫とのコミュニケーションをとったりしています。

(4) 触覚

口の周りや眼の上などに生えている硬いヒゲは、接触や振動に対してとても鋭敏です。狭いところを体が通り抜けられるか否かの判断にも役立っています。

(5) 運動能力

高い場所にも簡単に登ることができる運動能力を備えています。また、平衡感覚に優れており、高いところから落ちても空中で回転して体制を整え、四本の足で着地できます。猫にとって高い場所は、周囲を広く見渡し、外敵から身を守ることで安全な場所なのです。

2-2 習性

(1) 食性

原則的に肉食性です。野菜に含まれる栄養素を有効に利用することができず、たんぱく質と脂質を非常に多く必要とします。

(2) 繁殖

①オス猫

生後6ヵ月くらいから性行動（徘徊、喧嘩、尿スプレー）が見られるようになります。一般的に、生後18ヵ月頃からオス特有の性行動が顕著になります。

②メス猫

生後5ヵ月くらいから発情が訪れます。一般的に、発情は、1年に3～4回、約1週間続きます。そして、交尾によって排卵が起こるため、交尾をすれば確実に妊娠します。妊娠期間は60日前後で、1回あたりのお産で平均5頭の子猫を産みます。つまり、1頭のメス猫から1年間で20頭以上の子猫が産まれることもあります。

(3) トイレ

猫は、花壇や砂場のような軟らかい土や砂の上に排泄することを好み、決まった場所に排泄する習性があります。この性質を利用して、用意したトイレに排泄をするようにしつけることができます。

(4) 鳴き声

鳴き声は、親子や猫同士のコミュニケーションの手段として使われるものと、警戒・威嚇・闘争の表現に使われるものがあります。

(5) 社会性

子猫は、生後4～8週の時期に人や他の動物とふれあう機会が無いと攻撃的になったり、神経質になると言われています。

成猫は、一般的に単独で生活し、自分の勢力が及ぶ一定の広さの範囲（縄張り）を持ちます。縄張りには、安住の場であるプライベートエリアと、狩猟の場であるハンティングエリアがあります。また、他の猫と重複することがありますが、時間的な住み分けをしています。

① プライベートエリア

猫がくつろいだり、寝たりできる場所です。他の猫が侵入してくると、喧嘩になることもあります。

飼い猫のうち、内猫は、家族と暮らす屋内がプライベートエリアになります。猫は高い所を好むので、立体的な空間で自由に運動ができれば、屋内という限られた環境でもストレスなく暮らしていただけます。

一方、外猫の行動範囲は野良猫と比べて一般的に狭く、自宅とその周辺程度がプライベートエリアとなっています。

② ハンティングエリア

猫が獲物を追いかけたり、他の猫とコミュニケーションや交配を行う場所です。

(6) マーキング行動

猫が汗などの分泌物や匂い、尿などを残すことによって、自分の縄張りを明らかにし、その存在を誇示する行動です。

オス猫では、発情中のメス猫に自分の存在を示す手段にもなります。

① 擦り付け

顔や脇腹などを小枝などの突起物にすりつけて、その猫自身の匂いを移す行動です。なお、猫同士で擦り付け合うのは、あいさつなどコミュニケーションのひとつです。また、人間に擦り付けるのは、安心や親愛の情を示していると考えられています。

② 爪研ぎ

樹木などに爪を立て、こすりつける行動です。爪跡を残したり、足の裏から分泌される汗を移してマーキングを行います。また、爪を整えることで、木に登ったり、外敵から身を守るための武器として利用できるようにします。

② マーキング（尿スプレー）

尾を上げて、木や電柱などに尿を噴射（スプレー）する行動です。オス猫だけでなく、メス猫でも見られることがあります。なお、オス猫の尿スプレーは、去勢手術により多くの猫において抑制できます。

（7）グルーミング

体を舐めたり、前肢で顔を洗うような行動のことです。自分以外の匂いをかき消し、身体を清潔に保つために行います。なお、猫同士が舐めあうのは、気の合った仲間であることを示しています。不安やストレスを解消するために行うこともあります。

Ⅲ 関連資料

資料 1 静岡市猫不妊手術事業補助金交付要綱

資料 2 ねこが家の敷地に入って来ない方法等

資料 3 災害対応マニュアル 猫編

資料 4 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

資料 5 静岡県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

資料 6 動物愛護管理法第 7 条第 4 項の規定に基づく環境省令告示
家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

資料 1

静岡市猫不妊手術事業補助金交付要綱

静岡市獣医師会猫対策事業補助金交付要綱（平成20年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 静岡市は、飼い主のいない猫の過剰な繁殖を抑制し、もって市民の快適な生活環境の保持に資するため、市内に生息する飼い主のいない猫に対する不妊手術を助成する事業を行う静岡市獣医師会（以下「獣医師会」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助事業及び補助対象経費）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内に生息する飼い主のいない猫に対する避妊手術及び去勢手術を助成する事業で獣医師会が実施するものとし、補助金の交付の対象となる経費は、補助事業により獣医師会が支出する助成金とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる手術の区分ごとに当該各号に定めるところにより算出して得られる額とし、11,766,500円を上限とする。

（1）避妊手術 1頭当たり11,500円 （2）去勢手術 1頭当たり6,500円

（交付の申請）

第4条 獣医師会は、補助金の交付を申請しようとするときは、猫不妊手術事業補助金交付申請書（様式第1号）に補助事業の実績を証する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び確定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定し、かつ確定したときは、猫不妊手術事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、獣医師会に通知するものとする。

（請求）

第6条 獣医師会は、前条の規定により補助金の交付の決定及び確定を受けたときは、請求書を市長に提出しなければならない。市長は、獣医師会の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年度から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年度から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年度から施行する。

資料2

ねこが家の敷地に入って来ない方法等

家の敷地に入って来ない方法として、効果があると思われる方法をあげてあります。

いろいろな方法を順番に試して、効果がある方法を見つけてください。コーヒー粕など、風や雨などにより流されて、環境条件により自然消滅する方法もありますので、何度も繰り返し試してください。吊るす、散布する、撒く、置く、塗布する場合は、猫の通り道になっている場所が効果的です。

No.	名 称	方 法
1	ナフタリン 樟脳	ナフタリンや樟脳を吊るしたり、埋めたりします。
2	たばこの吸い殻 の浸し液	たばこの吸い殻をほぐしてから水に浸し、それを散布します。
3	コーヒー粕	コーヒー粕を散布します。
4	どくだみ茶等 の茶殻	どくだみ茶等の茶殻を散布します。
5	ニンニク	ニンニクを細かく切って撒きます。
6	トウガラシ	トウガラシを細かく切って撒きます。
7	食用酢	食用酢を散布するか、空き缶に入れて通路に置きます。
8	木酢液	木酢液を散布するか、空き缶に入れて通路に置きます。 スポンジ等に吸収させると、効果が持続します。
9	お米のとぎ汁	とぎ始めの濃い汁を散布します。
10	ミカン等の 柑橘類の皮	ミカン等の柑橘類の皮を撒きます。
11	カレー粉等の 香辛料	カレー粉等の香辛料を撒きます。
12	ハーブ類の草木	レモングラスやルーを植えます。
13	ゼラニウム	ゼラニウムの鉢植えを置きます。 葉が臭うので、ねこが近寄らないです。

14	市販の忌避剤	ペットショップやスーパー等で販売している忌避剤を散布します。雨の時や長期間は期待できないが、短期で効果があります。
15	大きな石	大きめの石を通路に置きます。ねこの通行を困難にします。
16	とがった小石	とがった小石をまきます。ねこの足元が不快に感じます。
17	水をまく	ホースで水をたっぷりまきます。ねこの通り道、フンをする場所に水をまいておきます。ねこが水をきらいます。
18	水鉄砲等	できるだけ人の姿を見せないように水をかけます。自然現象に見せることが重要です。
19	枯れ枝	枯れ枝を一面にまきます。球根や種を守るのに効果的です。
20	ガムテープ	ガムテープを輪（粘着面を外側）にして通路等に置きます。堀や狭い通路に効果的です。
21	割りばし	割りばしを通路や花壇等に立てて置きます。
22	荷造り用の白い紐	荷造り用の白い紐を蛇行させて庭に置きます。へびのように見せます。
23	遠隔操作ブザー	遠隔操作のブザーを使って、猫が通過する瞬間にブザーを鳴らします。人の姿を見せないことが重要です。
24	センサーブザー	センサー感知のブザーにより、猫が通るとブザーが鳴ります。防犯用として市販されています。
25	センサー超音波発生器	市販されている超音波発生器（赤外線センサーにより、ねこが通ると自動検知し、超音波を放射する機器）を使用して、侵入を防ぎます。
26	ごみの処理	ごみを確実に処理して、荒らされないようにします。
27	網やネット	ねこが入れないように網やネットなどを張り、進入路を防ぎます。ゴミをあさらないように、ゴミに網をかけます。
28	シート	市販のねこよけシート（突起のついたシート）を使って、ねこの侵入を防ぎます。
29	ねこのトイレを作る	発砲スチロールの箱に砂を入れたトイレを作ってやり、決まった場所でフンと尿をさせるようにします。
30	その他	目の敵にせず、寛大な気持ちで接します。

資料3

災害対応マニュアル 猫編

飼い主は災害時に備えて、日頃から最小限必要な餌、水、薬を準備しましょう。
また、飼い主はケージや輸送箱等を用意して、飼い猫をその中に入れることに慣らしておきましょう。

1 日頃からの災害への備え

住まいの防災対策（室内で飼っている場合）

動物が普段いる場所は、地震のときに家具やケージが倒れたり落下しないようしっかり固定しましょう。

家族で話し合い

- ・ 家族間の連絡方法、集合場所
- ・ 非常持ち出し袋など備蓄物資の保管場所と中身
- ・ 飼っている動物をどう守り、避難させるか
- ・ 飼い主が留守中の災害のときの対処方法

地域情報の収集と避難訓練（避難訓練でのチェックポイント）

- ・ 避難場所までの所要時間
- ・ ガラスの破損や看板落下などの危険な場所
- ・ 通行できないときの迂回路
- ・ 避難場所での動物の反応や行動
- ・ 動物が苦手な人への配慮

迷子札とマイクロチップ

完全室内飼いの猫でも、パニックになって開いた扉から逃げ出したり、地震等で倒壊した壁の隙間から外に出て行方不明になった事例が多数報告されています。災害はいつ起こるか予想できないので、飼い主の住所、氏名等を書いた札を着けた首輪を常につけておくようにしましょう。猫の首輪は引っかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプを使用するといいでしょう。

過去の災害では、迷子の間にやせて首輪が取れてしまった事例も起きていることから、飼い主情報を記録したマイクロチップを装着すると安心です。マイクロチップ装着後は、環境大臣へ申請書を提出し、飼い主の正確な情報を登録しなければなりません。また、飼い主の情報を変更した場合も、環境大臣へ変更申請を忘れずに提出しましょう。マイクロチップの装着については、動物病院に御相談ください。

健康管理としつけ

- ・ ケージやキャリーバックに入ることを嫌がらない
- ・ 人やほかの動物を怖がらない
- ・ 猫用トイレで排泄できる
- ・ 各種ワクチン接種
- ・ 寄生虫の予防、駆除

ケージに慣らす方法

ケージの中でもおとなしく落ち着いていられるように普段から慣らしておきましょう。避難所など慣れない環境でも、慣れ親しんだ囲われた場所があることは、動物の心を落ち着けるとともに、飼い主にとっても動物を管理しやすくなります。日常生活でも留守番や来客の際、車での移動時などに役立ちます。

- ・ 普段から休めるスペースとして開放しておく。
- ・ 中でリラックスしているのを見つけたらほめる。
- ・ 中でおやつやフードを与えるなど良い印象を持たせる。
- ・ 動物病院に行く手段や閉じ込められる場所等、悪い印象に結びつかないようにする。
- ・ 動物が寝そべることができて、広すぎず、狭すぎない大きさ。
- ・ やわらかい素材のものよりも、硬い材質の方が安全度は高い。
- ・ 初めての場所でも慣れた居場所なのでストレスが少ない。
- ・ 安心できる場所にしておけば、災害の際に動物が避難することもある。

動物のための備蓄品の用意

優先順位 1…命や健康にかかわるもの

- ・ 療法食、薬
- ・ フード、水（1週間以上）
- ・ 予備の首輪、リード（伸びないもの）
- ・ 食器
- ・ ガムテープ（ケージの補強など多用途に使用可能）

優先順位 2…飼い主や動物の情報を記録したもの

- ・ 飼い主の連絡先
- ・ 動物の写真
- ・ ワクチン接種状況
- ・ 既往症、健康状態
- ・ かかりつけの動物病院 など

優先順位3…ペット用品

- ・ ペットシーツ
- ・ 排泄物の処理用具
- ・ トイレ用品（使い慣れたトイレ砂）
- ・ タオル、ブラシ
- ・ おもちゃ
- ・ 洗濯ネット など

※ 携帯電話に動物の写真を保存しておく、動物と離れ離れになったとき、ポスターの作成や、飼い主の証明などに使えます。動物が飼い主と一緒に写った写真があると、飼い主を特定するときに役立ちます。

2 災害が発生したときの対応

動物の安全

突然の災害では、動物もパニックになりいつもと違う行動をとることがあります。

飼い主が動転していると動物にも伝わります。飼い主が落ち着いて、普段通りの言葉を掛けるなど、動物を落ち着かせるように努めてください。

猫は慣れたケージなどに入れましょう。

落ち着いて避難の用意

- ・ キャリーバックやケージに入れます。
- ・ キャリーバックなどの扉が開かないようにガムテープなどで固定しましょう。

3 避難所や仮設住宅での注意点

周りの人への配慮

これまでの災害では、動物がいることによってつらい避難生活の中での心の安らぎや支えとなったという声がある一方、毛が飛んで不衛生などといったことが原因となりトラブルになることもありました。

避難所にはたくさんの人が集まります。動物好きな人、嫌いな人、動物のアレルギーを持つ人、動物に不用意に手を出しかねない幼い子供など、多様な人々が一緒に暮らす場所ですから、動物の飼い主は普段よりも周りに配慮することが求められます。

避難所では、動物の世話やフードの確保、飼育場所の管理は飼い主の責任の下に行うこととなります。衛生的な飼育管理を行うことはもちろん、周りの人に配慮したルールを作り、飼い主同士が協力して助け合いましょう。

また、仮設住宅への入居に先立って、動物飼育ができるエリアと飼育禁止のエリアを分けておくことができれば後の飼育にかかわるトラブルも少なくなります。

資料4

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

（普及啓発）

第3条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第7項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以

下「終生飼養」という。)に努めなければならない。

- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(犬及び猫の繁殖制限)

第 37 条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

- 2 都道府県等は、第 35 条第 1 項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

第 44 条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金に処する。

- 2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- 3 愛護動物を遺棄した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- 4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえぼと及びあひる

二前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

資料5

静岡県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の間に動物を愛護する精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 人が飼養又は保管(以下「飼養等」という。)をしている動物で、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものをいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者(所有者以外の者が飼養等をする場合は、その者を含む。)をいう。
- (3) 施設 動物の飼養等をするための工作物をいう。
- (4) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第26条第1項に規定する特定動物をいう。

（県の責務）

第3条 県は、法及びこの条例の目的を達成するため、動物の愛護及び適正な飼養に関する知識の普及啓発その他必要な施策を実施するよう努めなければならない。

（市町村の長の協力）

第4条 知事は、法及びこの条例の目的を達成するため、市町村の長に対し、必要な協力を求めることができる。

（県民の責務）

第5条 県民は、動物の愛護に努めるとともに、県が法及びこの条例の規定に基づいて行う施策に協力するよう努めなければならない。

（飼い主等の責務）

第6条 飼い主は、動物の習性等を理解するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養等に努めなければならない。

- 2 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖して適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 動物の所有者は、動物を終生飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養する

ことができなくなった場合には、新たな所有者を見つけるよう努めなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第8条 飼い主は、その飼養等をする動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)適正に給餌及び給水をすること。
- (2)適正に飼養等ができる施設を設けること。
- (3)汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にしておくこと。
- (4)公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷させないこと。
- (5)異常な鳴き声、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- (6)疾病の予防等健康管理を行うこと。
- (7)逃走した場合は、捜索し、収容に努めること。

(ねこの飼養等)

第9条 ねこの飼い主は、前条各号に掲げる事項を遵守するとともに、他人に迷惑をかけることのないように飼養等をするよう努めなければならない。

資料6

動物愛護管理法第7条第4項の規定に基づく環境省令告示

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

平成14年環境省告示第37号

最終改正：平成25年環境省告示第82号

第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等をその命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化や飼養する動物の寿命等も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。
- 4 特に、家畜化されていない野生動物等については、本来その飼養及び保管のためには当該野生動物等の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡しが難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等から限定的であるべきこと及び適正な飼養には十分な経費等が必要であることを認識し、その飼養に先立ち慎重に検討すること。さらに、これらの動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入した場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚すること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬(は)虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵(かん)養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。
- (3) 管理者 情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。

第3 共通基準

1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌(えさ)及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは、動物の虐待となるおそれがあることを十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに、殴打、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。
- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等を、みだりに、排せつ物の

堆積した施設又は他の動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養及び保管することは虐待となるおそれがあることを十分認識し、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。また、適切な管理を行うことができない場合、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

5 動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全の確保並びに動物による事故の防止に努めること。

- (1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。
- (2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。
- (3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

- (1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるな

どの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。

- (2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

7 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに捜索し捕獲すること。

- (1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。
- (2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。
- (3) 逸走した場合に所有者の発見を容易にするため、マイクロチップを装着する等の所有明示をすること。

8 危害防止

所有者等は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれのある動物（以下「人に危害を加えるおそれのある家庭動物等」という。）を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

- (1) 飼養施設は、動物が逸走できない構造とすること。
- (2) 施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
- (3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。
- (4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施設の実施状況や飛来物の堆積状況の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。
- (5) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。
- (6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講じること。

- (7) 所有者等は、特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置として譲渡先又は譲渡先を探すための体制を確保すること。

9 緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、避難先における適正な管理が可能となるための移動用の容器、非常食の用意等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけ同行避難及びその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

第4 犬の飼養及び保管に関する基準

- 1 犬の所有者等は、さく等で囲まれた自己の所有地、屋内その他の人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。ただし、次の場合であつて、適正なしつけ及び訓練がなされており、人の生命、身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼし、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない場合は、この限りではない。
 - (1) 警察犬、狩猟犬等を、その目的のために使役する場合
 - (2) 人、家畜、農作物等に対する野生鳥獣による被害を防ぐための追い払いに使役する場合
- 2 犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意するとともに、犬の健康の保持に必要な運動量を確保するよう努めること。また、みだりに健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させることは虐待となるおそれがあることを十分認識すること
- 3 犬の所有者等は、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 4 犬の所有者等は、適当な時期に、飼養目的等に応じ、人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること。
- 5 犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守するよう努めること。

- (1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。
 - (2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。
 - (3) 運動場所、時間帯等に十分配慮すること。
 - (4) 特に、大きさ及び闘争本能にかんがみ人に危害を加えるおそれが高い犬（以下「危険犬」という。）を運動させる場合には、人の多い場所及び時間帯を避けと。
- 6 危険犬の所有者等は、当該犬の行動を抑制できなくなった場合に重大な事故を起こさないよう、道路等屋外で運動させる場合には、必要に応じて口輪の装着等の措置を講ずること。また、事故を起こした場合には、民事責任や刑事責任を問われるおそれがあることを認識すること。
- 7 犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合は、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するように努めること。なお、都道府県等（法第35条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取を求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。
- 8 犬の所有者は、子犬の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、法第22条の5の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないよう努めること。
- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講ずること。

- 4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。
なお、都道府 県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求め
る相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があること
について十分認識すること。
- 5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡し
ないよう努めるとともに、法第 22 条の 5 の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲
渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提
供するよう努めること。
- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住
民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対
策など、 周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努め
ること。

第 6 学校、福祉施設等における飼養及び保管

- 1 管理者は、学校、福祉施設等の利用者が動物の適切な飼養及び保管について正し
い理解を得ることができるように努めること。
- 2 管理者は、動物の飼養及び保管の目的、学校、福祉施設等の立地及び施設の整備
の状況並びに飼養又は保管に携わる者の飼養能力等の条件を考慮して、飼養及び保
管する動物の種類及び数を選定すること。
- 3 異種又は複数の動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、その組合せを考
慮した収容を行うこと。
- 4 管理者は、動物の所有者等としての責務を十分に自覚し、動物の飼養及び保管
が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本
基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努め
ること。
- 5 管理者は、学校、福祉施設等の休日等においても、動物の飼養及び保管が適切に
行われるよう配慮すること。
- 6 管理者は、飼養及び保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに
食 物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないよ
う、その予防のための措置を講じるよう努めること。
- 7 管理者は、地震、火災等の非常災害に際しても、動物の飼養及び保管が適切に

われるよう配慮すること。

第7 その他 所有者等は、動物の逸走、放し飼い等により、野生動物の捕食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じることがないように十分な配慮を行うこと。

第8 準用家庭動物等に該当しない犬又は猫については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。